

民事裁判手続等の I T 化に関する会長声明

1 我が国の現状

我が国の民事裁判手続きの I T 化に関しては、2006 年 9 月に導入され 2010 年 11 月から全国に利用が拡大された督促手続オンラインシステムがあります。2016 年における利用件数は約 94,000 件（申立て全体の約 34%）ですが、その申立ては東京簡易裁判所に集中しており、また利用率が伸び悩んでいます。民事裁判手続き全体から考えると、これまで I T 化はほとんど進んでおらず、国際的観点から他の諸外国と比較すると大きく出遅れているのが現状です。

2 これまでの政府の対応

政府は「未来投資戦略 2017」（2017. 6. 9 閣議決定）において「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等の I T 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」との方針を定めました。この方針を承けて 2017 年 10 月には内閣官房に「裁判手続等の I T 化検討会」が設置され、2018 年 3 月に「裁判手続等の I T 化に向けた取りまとめ-「3 つの e」の実現に向けて-」が発表されました。（具体的には、①e 提出、②e 法廷、③e 事件管理）また、「未来投資戦略 2018」（2018 年 6 月閣議決定）では、裁判手続等の全面 I T 化の実現を目指し、2019 年中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行うこととされました。さらに 2018 年 7 月から 2020 年 12 月までの間、合計 15 回にわたり、研究者・弁護士・司法書士・関係省庁等をメンバーとした民事裁判手続等 I T 化研究会が開催され、論点整理として 2019 年 12 月に「民事裁判手続等 I T 化研究会報告書-民事裁判手続きの I T 化の実現に向けて-」が取りまとめられました。

3 今後の具体的 I T 化へ向けて

現在の民事裁判手続きの I T 化に関する具体的な動きとしては、2020 年 2 月からウェブ会議等を活用した争点整理の新たな運用（フェーズ 1）が東京地方裁判所本庁をはじめ一部の裁判所で開始されています。四国では高松地

方裁判所本庁において具体的運用が開始しています。

また、2020年2月、法務省法制審議会・民事訴訟法部会に「民事裁判手続のIT化に関する諮問」が付託され、2020年5月から約1年8カ月にわたって調査・審議がなされる予定であり、その後審議の結果をもって国会へ民事訴訟法改正案が提出されることとなります。

弁護士代理強制主義を採用せず、民事訴訟における本人訴訟の占める割合が高い我が国において、いかに利用者である市民目線のIT化を進めていけるか、ITに不慣れな当事者の本人訴訟をいかにサポートして市民の裁判を受ける権利を擁護していくか、という点が重要であると考えます。

4 司法書士としての覚悟

司法書士は、2001年から日本司法書士会連合会電子認証局の運用を開始し、不動産登記・商業登記・供託手続等を日々オンライン申請で行っており、オンライン手続全般に関する長い実績があります。国民の司法アクセスを保証する専門職能の一つとして司法書士は本人訴訟における書類作成援助に加え、今後は民事裁判においてITに不慣れであったり、IT環境が整っていない当事者支援を行うことで、市民の権利を擁護する責務を担う覚悟があります。将来的には地方裁判所における民事裁判手続のIT化に加え、簡易裁判所における民事裁判手続のIT化も必然的に進める必要性があり、簡易裁判所における代理権を持つ司法書士はもとより代理権を伴わない司法書士による書類作成援助においても、IT化に伴う当事者支援を行うことで市民の権利を擁護する責務を担う覚悟があります。

司法書士には、過去において法務局の統廃合を経験するというつらい歴史があります。その経験から、民事裁判手続のIT化が裁判機能の大都市集中化を促し、裁判所支部の統廃合につながらないかという強い懸念があります。法務局の統廃合と同じく、裁判所支部の統廃合が加速すると、地域住民と裁判所の距離は遠くなってしまいかねません。

5 愛媛県司法書士会会長としての決意

愛媛県司法書士会は、日本司法書士会連合会の方針と軌を同じくして、会員司法書士が国民の司法アクセスを十分保証しうる能力を保持するための研修会の実施やノウハウの蓄積を行います。また、IT化された民事裁判手続においても、司法書士が本人訴訟当事者の援助を引き続きなしうることを周知します。さらに、司法書士総合相談センター等において本人訴訟当事

者の援助のための I T 設備や環境を整えたり, 会員司法書士事務所における設備や環境を整えていくよう指導します。

民事裁判手続きの I T 化によって, 憲法 32 条に定める裁判を受ける権利が失われ, 取り残される市民がひとりもでることのないよう, 法律専門職として積極的に関与していく決意をここに表明します。

令和 2 年 6 月 4 日

愛媛県司法書士会 会長 光田正